

- 一、全園の労働者ニ依り前職を離れ去る者ハ各々ノ手帳解雇ノコト
 - 二、右解雇者ニ對シテハ左ノ通り退職手当ヲ支給スルコト
 - イ、勤続一年以下ハ日給十五日分
 - ロ、勤続一年以上ニテハ一年ニ付テハ一日給十日ヲ増ス
 - 三、解雇者ノ内二十五名ヲ限リ現給ヲ以テ工場主ノ認定ニ依リ復職セシムルコト
 - 四、現在未拂ニ戻スル給料ハ未ル三日ニ支拂フ事
 - 五、退職手当ハ未ル本月十日ニ支拂フ事
 - 六、復職者ニ限リ手帳中ノ日給ノ三分ノ一ヲ支給スル事
- 昭和十年九月二日

工場側代表 諏訪頼雄

労秘第一六五五號
昭和十年八月二十四日

内務大臣 後藤文夫 殿
社 會 局 長 官 殿

玉川染工場ノ労働争議ニ關スル件（發生—解決）

警視總監 小栗一雄
發生
復用労働者
手帳添付者
關係労働組合
解決

要旨

- 一、工場事業不振ニ七月分給料不拂ノ為職工側ハ本月十九日別紙決議ヲ作成事
- 業主ニ手交罷業セリ
- 二、事業主ハ工場營業状態ヲ説明工場閉鎖ニ去キ事情ヲ訴就業ヲ勧告セリ
- 職工側ハ事業主ニ同情就業セリ
- 三、事業主ハ職工側ノ懇意ニ應ジ本月廿支拂ヲ發表解決事

10. 9. 30
167

[I]